

平成 23 年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	3
1 定員の弾力化の状況	3
2 短時間勤務の保育士の導入状況	6
3 保育料の収納事務の私人への委託状況	7
4 幼稚園と保育所の施設の共有化や行事等の連携状況	8
5 子育て支援に関する情報提供の状況	9
6 放課後児童クラブの状況	10
統計表	13
用語の解説	18

平成 23 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業票、認可外保育施設利用世帯票、保育所利用世帯票・認可外保育施設調査票から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施しており、平成23年調査は、市町村事業票による調査を実施した。

2 調査客体

全国の市町村を対象及び客体とした。

3 調査の期日

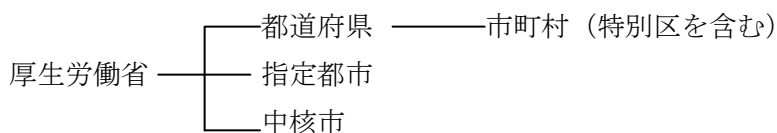
平成23年10月1日

4 調査の事項

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況 等

5 調査系統及び方法

(1) 調査の系統



(2) 調査の方法

都道府県を通じて市町村に調査票を配布し、市町村において記入して回収した。

6 結果の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で行った。調査客体数等は以下の通り。

	調査対象 市町村数	調査票回収市町村数				
		保育所がある 市町村数	保育所総数			
			公営	私営		
全国	1,743	1,725	1,680	23,456	10,285	13,171

※東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の18市町村は調査未実施。

宮城県：石巻市、気仙沼市、東松島市、山本町、女川町、南三陸町

福島県：南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、楳尾村、川内村、
田村市、飯舘村、広野町、川俣町

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

「－」：計数がない場合

(2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(参考：前回調査の調査期日と調査対象市町村数)

調査期日：平成20年12月1日

調査対象市町村数：1,805

結果の概要

1 保育所定員の弾力化の状況

(1) 市町村の状況

保育所がある 1,680 市町村のうち、「定員の弾力化を認めている」は 1,343 市町村 (79.9%) で、「定員の弾力化を認めていない」は 337 市町村 (20.1%) となっている。(表 1)

表 1 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況

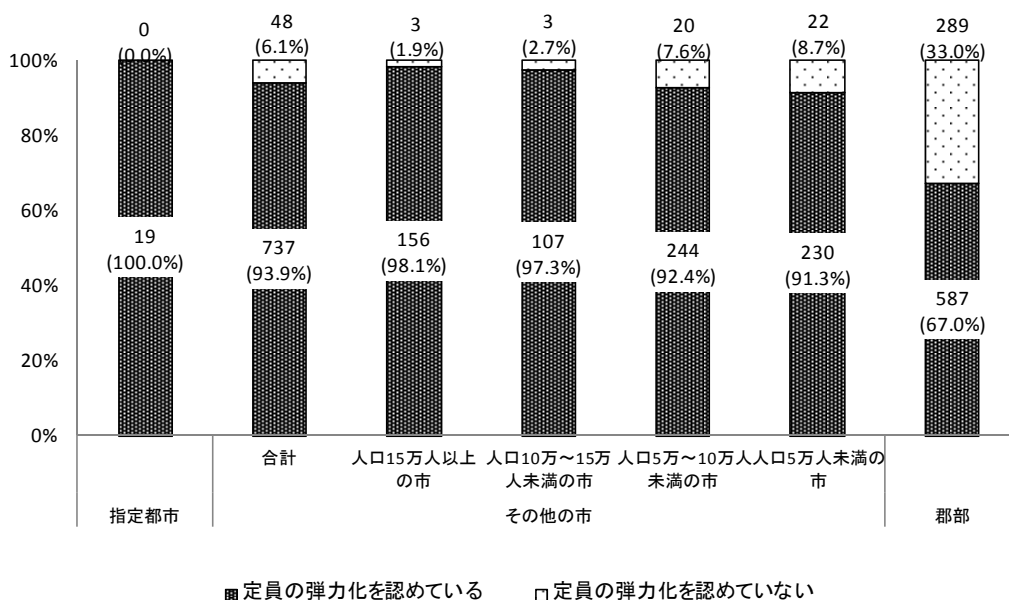
	市町村数	割合
保育所がある市町村	1,680	100.0%
定員の弾力化を認めている	1,343	79.9%
（再掲）弾力化を実施している	1,201	71.5%
定員の弾力化を認めていない	337	20.1%

※定員の弾力化

設備運営基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れること。

人口規模別にみると、「指定都市」では全ての市が定員の弾力化を認めており、「その他の市」では 737 市 (93.9%)、「郡部」では 587 町村 (67.0%) が定員の弾力化を認めている。人口規模が大きくなると定員の弾力化を認める割合が大きくなる。(図 1)

図 1 人口規模別 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況



※人口規模：平成 22 年国勢調査の結果を基に区分

(2) 保育所の状況

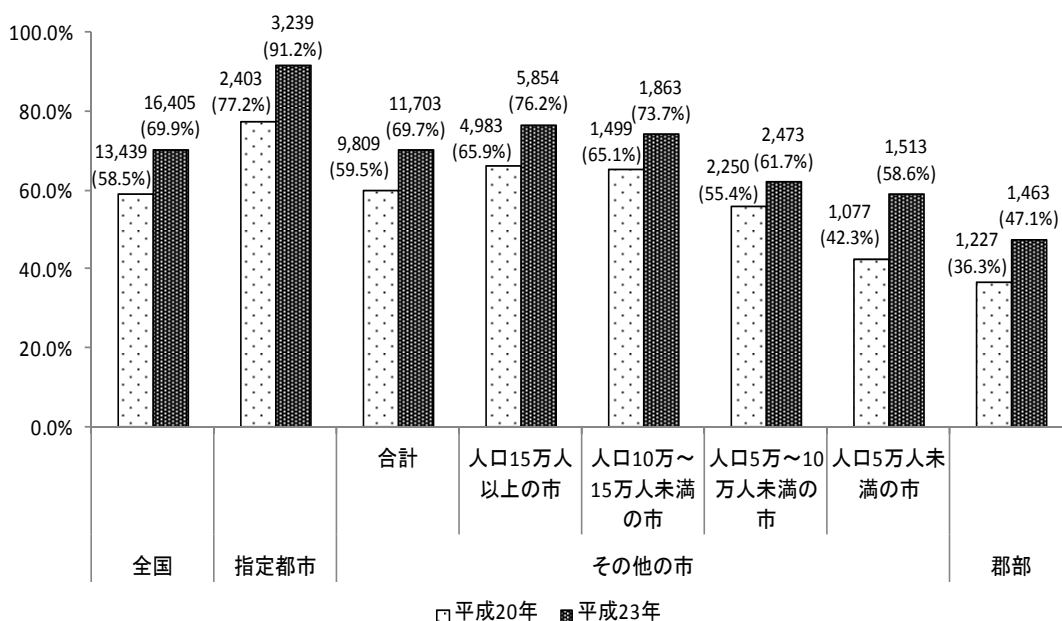
「定員の弾力化を実施している」保育所は、16,405 箇所（69.9%）あり、公営は 5,295 箇所（51.5%）、私営は 11,110 箇所（84.4%）となっている。前回調査（平成 20 年）と比較すると、「定員の弾力化を実施している」保育所は、公営・私営ともに増加している。（表 2）

表 2 公営私営別にみた定員弾力化の状況

	合計			公営			私営		
	保育所総数	定員の弾力化を実施している		保育所総数	定員の弾力化を実施している		保育所総数	定員の弾力化を実施している	
		定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない		定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない		定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない
平成20年 (単位:箇所)	22,968	13,439	9,529	11,112	4,077	7,035	11,856	9,362	2,494
	100.0%	58.5%	41.5%	100.0%	36.7%	63.3%	100.0%	79.0%	21.0%
平成23年 (単位:箇所)	23,456	16,405	7,051	10,285	5,295	4,990	13,171	11,110	2,061
	100.0%	69.9%	30.1%	100.0%	51.5%	48.5%	100.0%	84.4%	15.6%
平成23年－平成20年	488	2,966	▲ 2,478	▲ 827	1,218	▲ 2,045	1,315	1,748	▲ 433
	-	11.4%	▲ 11.4%	-	14.8%	▲ 14.8%	-	5.4%	▲ 5.4%

人口規模別に「定員の弾力化を実施している」保育所をみると、人口規模が大きくなると「定員の弾力化を実施している」保育所割合も大きくなる。前回調査と比較すると、いずれの人口規模区分においても「定員の弾力化を実施している」保育所割合は増加している。（図 2）

図 2 人口規模別にみた定員の弾力化を実施している保育所



(3) 定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定と認めていない理由

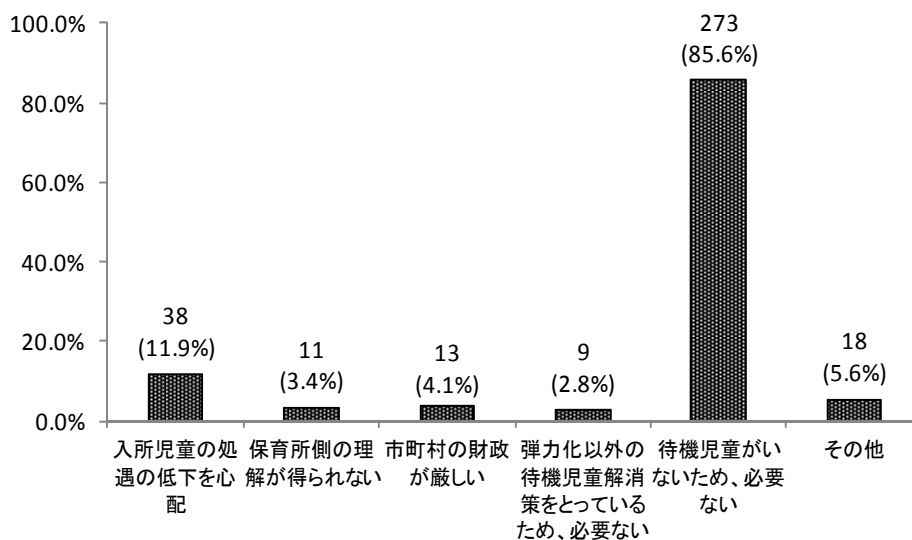
「定員弾力化を認めていない」337市町村について、「今後の予定」をみると、「認める予定」18市町村（5.3%）、「現在検討中」39市町村（11.6%）、「認める予定なし」280市町村（83.1%）となっている。（表3）

表3 定員弾力化を認めていない市町村の今後の予定

	認める予定	現在検討中	認める予定なし	総数
市町村数	18	39	280	337
割合	5.3%	11.6%	83.1%	100.0%

定員弾力化を「現在検討中」「認める予定なし」の市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「待機児童がないため、必要ない」が273市町村（85.6%）で最も多い。（図3）

図3 定員弾力化を認めていない理由（複数回答）



人口規模別にみると、「人口5万人未満の市」「郡部」では「待機児童がないため、必要ない」の割合が最も大きいですが、それ以外では「入所児童の処遇の低下を心配」の割合が最も大きい。（表4）

表4 人口規模別にみた定員弾力化を認めていない理由（複数回答）

	現在検討中・認める予定なしの市町村						
	総数	入所児童の処遇の低下を心配	保育所側の理解が得られない	市町村の財政が厳しい	弾力化以外の待機児童解消策をとっているため、必要ない	待機児童がないため、必要ない	その他
市町村数							
全国	319	38	11	13	9	273	18
指定都市	0	0	0	0	0	0	0
その他の市	44	17	4	4	5	24	4
人口15万人以上の市	2	2	0	0	0	0	0
人口10～15万人未満の市	3	3	1	2	2	0	0
人口5～10万人未満の市	19	9	1	1	2	7	2
人口5万人未満の市	20	3	2	1	1	17	2
郡部	275	21	7	9	4	249	14
構成割合							
全国	100.0%	11.9%	3.4%	4.1%	2.8%	85.6%	5.6%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-
その他の市	100.0%	38.6%	9.1%	9.1%	11.4%	54.5%	9.1%
人口15万人以上の市	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
人口10～15万人未満の市	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%
人口5～10万人未満の市	100.0%	47.4%	5.3%	5.3%	10.5%	36.8%	10.5%
人口5万人未満の市	100.0%	15.0%	10.0%	5.0%	5.0%	85.0%	10.0%
郡部	100.0%	7.6%	2.5%	3.3%	1.5%	90.5%	5.1%

2 短時間勤務の保育士の導入状況

短時間勤務の保育士を導入している保育所は 8,728 箇所（37.5%）あり、平成 20 年よりも 1,834 箇所（+7.5 ポイント）増加している。（表 5）

表 5 短時間勤務の保育士を導入している保育所

	総数	導入している		導入していない	
平成20年	22,968	6,894	30.0%	16,074	70.0%
平成23年	23,248	8,728	37.5%	14,520	62.5%
平成23年—平成20年	280	1,834	7.5%	▲ 1,554	▲ 7.5%

※短時間勤務の保育士

設備運営基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てることをいう。

短時間勤務の保育士は、全体で 32,514 人となっており、平成 20 年の 24,152 人よりも 8,362 人増加している。公営で 14,231 人、私営で 18,283 人となっており、私営の保育所の方が短時間勤務の保育士は多い。

また、1 保育所当たり短時間勤務保育士をみると、全体で 3.7 人となっており、平成 20 年の 3.5 人よりも 0.2 人増加している。公営で 4.3 人、私営で 3.4 人となっており、公営の方が 1 保育所当たり短時間勤務保育士数は多い。（表 6）

表6 短時間勤務の保育士を導入している保育所数と短時間勤務の保育士数

	総数			公営			私営		
	保育所数 箇所	短時間勤務 保育士 人	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 人	保育所数 箇所	短時間勤務 保育士 人	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 人	保育所数 箇所	短時間勤務 保育士 人	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 人
平成20年	6,894	24,152	3.5	2,918	11,702	4.0	3,976	12,450	3.1
平成23年	8,728	32,514	3.7	3,304	14,231	4.3	5,424	18,283	3.4
平成23年-平成20年	1,834	8,362	0.2	386	2,529	0.3	1,448	5,833	0.3

3 保育料の収納事務の私人への委託状況

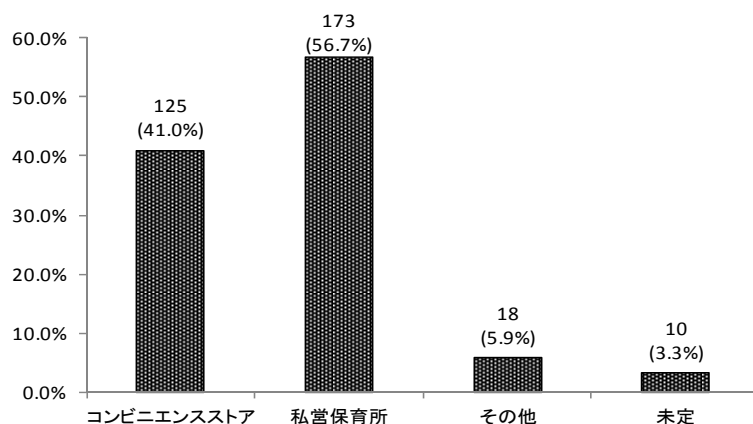
保育所がある市町村における保育料の収納事務の委託状況をみると、「委託している」が241市町村(14.3%)、「委託する予定あり」が64市町村(3.8%)、「委託する予定なし」が1,367市町村(81.4%)となっている。(表7)

表7 保育料の収納事務の私人への委託状況

	委託している	委託していない		不詳	総数
		委託する予定あり	委託する予定なし		
市町村数	241	1,431	64	1,367	1,680
割合	14.3%	85.2%	3.8%	81.4%	100.0%

「委託している」「委託する予定あり」の市町村について委託先をみると、「私営保育所」が173市町村(56.7%)と最も多く、次いで「コンビニエンスストア」が125市町村(41.0%)となっている。(図4)

図4 「委託している」「委託する予定あり」と回答した市町村の保育料収納事務の委託先(複数回答)



4 幼稚園と保育所の施設の共有化や行事等の連携状況

幼稚園と保育所がある市町村における「幼稚園と保育所の施設の共有化や行事等の連携」（以下「連携」という。）の状況を見ると、「推進している」が588市町村（48.0%）、「推進していない」が635市町村（51.8%）となっている。（表8）

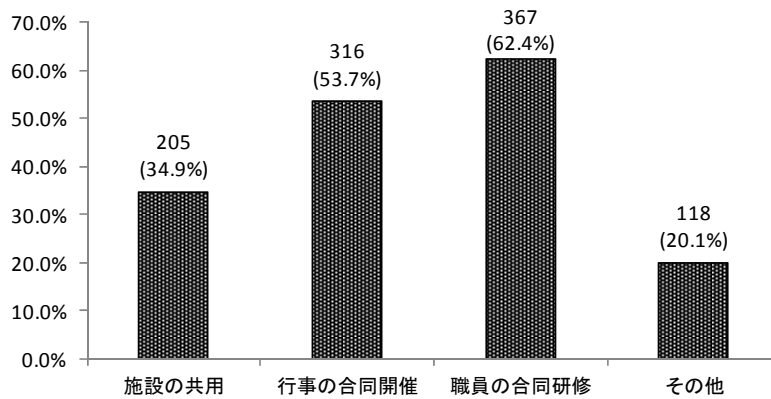
表8 幼稚園と保育所の施設の共有化や行事等の連携状況

	推進している	推進していない	不詳	総数
市町村数	588	635	3	1,226
割合	48.0%	51.8%	0.2%	100.0%

※市町村数は幼稚園と保育所がある数

連携を「推進している」市町村について、その連携内容をみると、「職員の合同研修」が367市町村（62.4%）と最も多く、次いで「行事の合同開催」が316市町村（53.7%）であった。（図5）

図5 幼稚園と保育所の連携を推進している市町村の連携内容（複数回答）



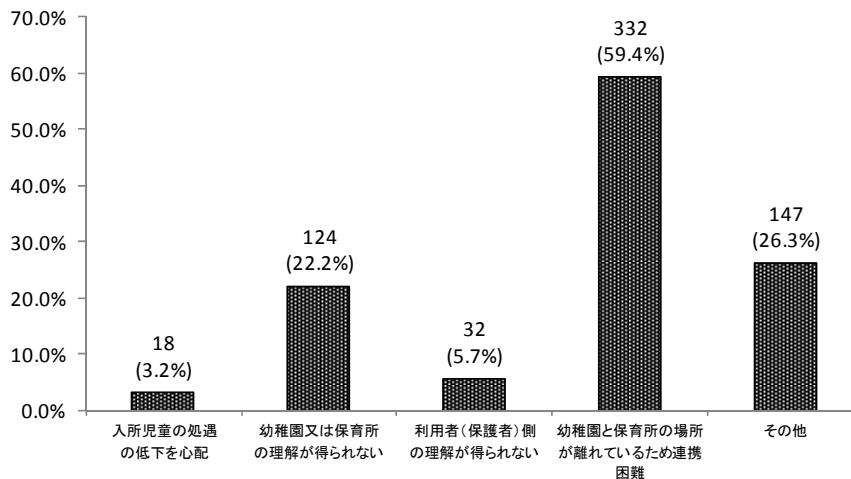
連携を「推進していない」市町村について「今後の予定」をみると、「推進する予定」が68市町村（10.7%）、「現在検討中」が122市町村（19.2%）、「推進する予定なし」が437市町村（68.8%）であった。（表9）

表9 幼稚園と保育所の連携を推進していない市町村の今後の予定

	推進する予定	現在検討中	推進する予定なし	不詳	総数
市町村数	68	122	437	8	635
割合	10.7%	19.2%	68.8%	1.3%	100.0%

「現在検討中」「推進する予定なし」の市町村について、現在連携を推進していない理由をみると、「幼稚園と保育所の場所が離れているため連携が困難」が332市町村（59.4%）と最も多く、次いで「幼稚園又は保育所の理解が得られない」が124市町村（22.2%）であった。（図6）

図6 「現在検討中」「推進する予定なし」の市町村の「現在推進していない理由」（複数回答）



5 子育て支援に関する情報提供の状況

市町村における子育て支援に関する情報提供の状況を見ると、全ての市町村（1,725市町村）で子育て支援に関する情報提供を実施している。情報提供の方法は、「市町村の窓口」が1,710市町村（99.1%）で最も多く、次いで「市町村広報誌」が1,581市町村（91.7%）であった。（表10）

表10 子育て支援に関する情報提供の方法（複数回答）

	提供している						提供していない	総数
	市町村の窓口	市町村広報誌	パンフレット等	ホームページ	その他			
市町村数	1,725	1,710	1,581	1,465	1,531	464	0	1,725
割合	100.0%	99.1%	91.7%	84.9%	88.8%	26.9%	-	100.0%

子育て支援に関する情報提供の内容を見ると、「保育施設・サービスの内容」が1,711市町村（99.2%）で最も多い。一方、「保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指導事項等）」は644市町村（37.3%）であり、他の項目と比べて情報提供している市町村は少ない。（表11）

表11 子育て支援に関する情報提供の内容（複数回答）

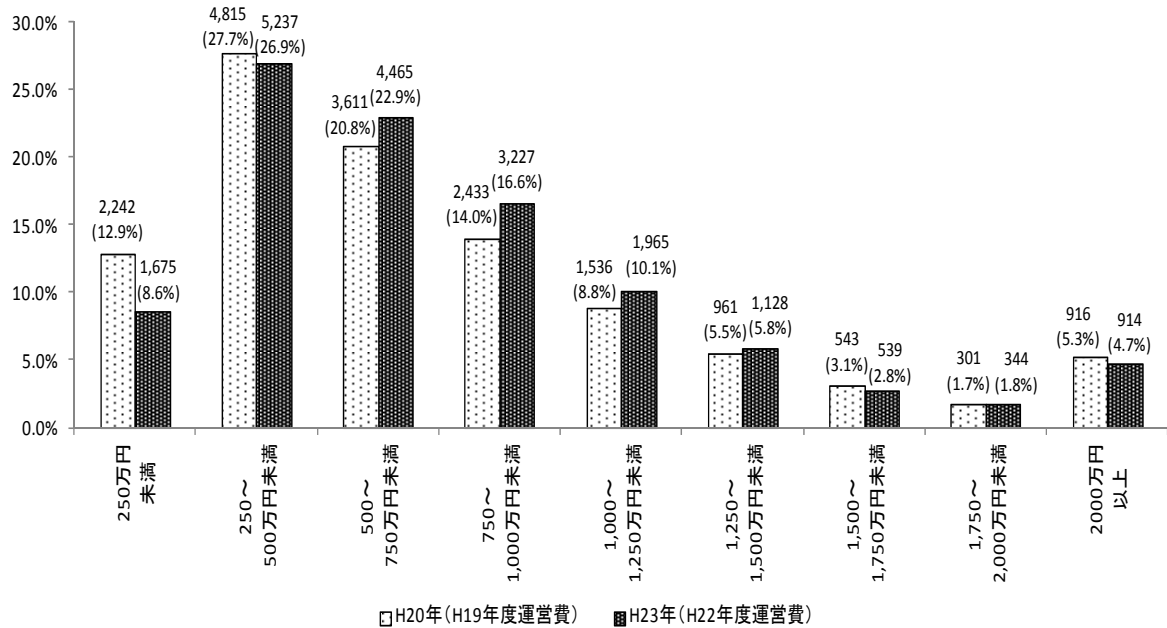
	保育施設・サービスの内容	保育施設・サービスの料金	保育施設・サービスの利用(手続き)方法	保育所入所の選考基準	保育施設・サービスの評価(第三者評価、指導監督における指導事項等)	児童手当等子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法	子育て・児童関係の相談窓口・連絡先	休日・夜間小児緊急医療情報	総数
市町村数	1,711	1,708	1,713	1,527	644	1,702	1,701	1,380	1,725
割合	99.2%	99.0%	99.3%	88.5%	37.3%	98.7%	98.6%	80.0%	100.0%

6 放課後児童クラブの状況

(1) 運営費（平成22年度）の状況

放課後児童クラブ数は19,494箇所あり、平成20年と比べると2,136箇所増加した。1か所あたりの年間運営費別にみると、「250～500万円未満」が5,237箇所（26.9%）と最も多く、次いで「500～750万円未満」が4,465箇所（22.9%）となっている。（図7）

図7 放課後児童クラブにおける1か所あたり運営費の状況



(2) 利用料

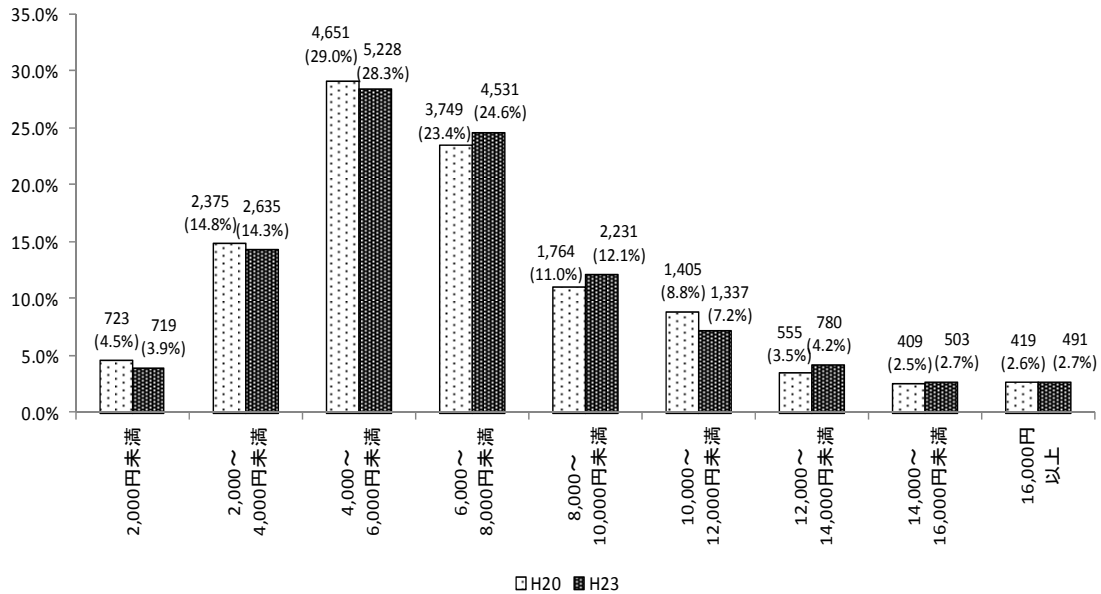
放課後児童クラブにおける利用料金の有無をみると、「利用料なし」が1,039箇所（5.3%）、「利用料あり」が18,455箇所（94.7%）となっている。平成20年と比べると、「利用料あり」が2,405箇所（2.2ポイント）増加している。（表12）

表12：放課後児童クラブにおける利用料金の有無

		利用料なし	利用料あり	総数
平成20年	クラブ数	1,308	16,050	17,358
	割合	7.5%	92.5%	100.0%
平成23年	クラブ数	1,039	18,455	19,494
	割合	5.3%	94.7%	100.0%
H23-H20	クラブ数	▲ 269	2,405	2,136
	割合	▲ 2.2%	2.2%	-

「利用料あり」の放課後児童クラブにおける利用料金（平均月額）は「4,000～6,000円未満」が5,228箇所（28.3%）と最も多く、次いで「6,000～8,000円未満」が4,531箇所（24.6%）と多い。（図8）

図8：「利用料あり」の放課後児童クラブにおける平均月額利用料金の状況



※平均月額利用料には、おやつ代等の実費徴収分を含む。

(3) 指導員の配置

放課後児童クラブのある市町村のうち719市町村（47.1%）が、放課後児童指導員の配置人数に規定を設けている。（表13）

表13：放課後児童指導員の配置人数にかかる規定の有無

	規定あり	規定なし	不詳	総数
市町村数	719	802	5	1,526
割合	47.1%	52.6%	0.3%	100.0%

放課後児童指導員の配置人数「規定あり」の市町村(719)のうち、551市町村(76.6%)で指導員数の下限(最低人数)を規定している。指導員の下限人数は「2人」が419市町村(76.0%)と最も多く、平均下限人数は1.9人であった。

放課後児童指導員の配置人数「規定あり」の市町村(719)のうち、507市町村(70.5%)で児童数に応じた指導員の配置を定めている。指導員1人あたり児童数は「10人～15人未満」が264(52.1%)と最も多く、平均すると指導員1人あたり児童数は15.6人であった。(表14)

表14：放課後児童指導員数の下限設定及び児童数に応じた配置の状況(複数回答)

複数回答

	規定があり、指導員数の下限を定めている市町村数					平均 下限人数	規定があり、児童数に応じた指導員の配置を定めている市町村数					平均指導員 1人あたり 児童数
	注	指導員の下限人数階級					注	指導員1人あたり児童数階級				
		0人	1人	2人	3人以上			10人未満	10人～ 15人未満	15人～ 20人未満	20人以上	
市町村数	551	0	89	419	43	1.9人	507	19	264	48	176	15.6人
割合	76.6%	0.0%	16.2%	76.0%	7.8%		70.5%	3.7%	52.1%	9.5%	34.7%	

注：この割合は、配置人数にかかる「規定あり」の719市町村に対する割合

第1表 定員の弾力化等を実施している保育所の都道府県別状況
(保育所数・箇所数)

	保育所総数			保育所定員の弾力化					
				平成23年4月1日			平成23年10月1日		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
全 国	23,456	10,285	13,171	15,242	5,003	10,239	16,405	5,295	11,110
北海道	852	361	491	385	75	310	473	92	381
青 森	470	36	434	282	1	281	325	4	321
岩 手	353	144	209	274	99	175	296	106	190
宮 城	293	148	145	220	96	124	224	96	128
秋 田	251	102	149	128	37	91	163	43	120
山 形	236	102	134	190	66	124	192	65	127
福 島	305	178	127	156	65	91	179	76	103
茨 城	488	180	308	390	120	270	403	123	280
栃 木	349	170	179	291	127	164	301	129	172
群 馬	420	113	307	364	75	289	367	77	290
埼 玉	962	436	526	607	221	386	660	242	418
千 葉	770	429	341	591	289	302	613	305	308
東 京	1,827	924	903	1,160	531	629	1,164	538	626
神奈川	1,074	311	763	1,009	272	737	1,023	272	751
新 潟	702	428	274	214	70	144	279	104	175
富 山	305	184	121	193	108	85	215	120	95
石 川	363	175	188	238	91	147	249	93	156
福 井	279	142	137	78	20	58	106	23	83
山 梨	240	134	106	99	29	70	107	30	77
長 野	581	469	112	340	252	88	349	254	95
岐 阜	439	276	163	53	23	30	117	28	89
静 岡	508	213	295	408	162	246	427	164	263
愛 知	1,197	775	422	331	110	221	384	133	251
三 重	428	242	186	270	126	144	278	129	149
滋 賀	256	119	137	212	89	123	218	89	129
京 都	485	158	327	331	46	285	356	55	301
大 阪	1,219	403	816	1,120	333	787	1,143	345	798
兵 庫	889	358	531	705	248	457	752	263	489
奈 良	199	108	91	109	49	60	115	50	65
和 歌 山	215	138	77	104	39	65	105	36	69
鳥 取	193	130	63	106	56	50	110	58	52
島 根	283	79	204	179	48	131	221	56	165
岡 山	403	197	206	333	157	176	335	157	178
広 島	614	361	253	361	176	185	406	193	213
山 口	321	146	175	151	57	94	177	50	127
徳 島	214	133	81	74	23	51	97	29	68
香 川	209	122	87	80	28	52	106	37	69
愛 媛	319	201	118	123	40	83	138	47	91
高 知	263	158	105	61	15	46	82	20	62
福 岡	893	189	704	786	159	627	804	159	645
佐 賀	234	62	172	175	31	144	189	31	158
長 崎	436	55	381	215	13	202	291	22	269
熊 本	586	166	420	351	56	295	436	75	361
大 分	279	65	214	248	57	191	256	58	198
宮 崎	398	79	319	360	67	293	368	66	302
鹿 児 島	472	75	397	427	56	371	441	57	384
沖 縄	384	111	273	360	95	265	365	96	269

平成23年10月1日現在

保育所定員の弾力化				短時間勤務の保育士の導入			
平成23年4月1日		平成23年10月1日		総数	公営	私営	
定員	入所児童数	定員	入所児童数				
1,446,916	1,493,257	1,557,441	1,663,851	8,728	3,304	5,424	全 国
31,265	33,427	38,691	43,496	190	55	135	北海道
19,081	20,965	22,443	26,173	227	6	221	青 森
20,417	20,577	22,417	24,317	152	83	69	岩 手
18,261	19,051	18,671	20,415	113	50	63	宮 城
12,259	13,008	15,244	17,009	88	33	55	秋 田
16,291	16,746	16,507	17,780	72	32	40	山 形
13,334	14,462	15,022	16,939	123	59	64	福 島
35,518	36,794	36,573	40,138	272	94	178	茨 城
26,000	26,948	26,945	29,272	138	60	78	栃 木
36,195	38,111	36,335	40,547	166	49	117	群 馬
52,060	55,654	56,195	61,892	471	197	274	埼 玉
58,940	60,580	61,350	66,627	327	193	134	千 葉
117,536	119,668	118,739	122,085	289	133	156	東 京
94,543	95,711	95,143	82,508	164	60	104	神 奈 川
19,556	21,622	24,971	28,293	193	142	51	新 潟
19,282	18,705	22,897	23,029	109	40	69	富 山
24,565	22,933	25,995	25,788	223	86	137	石 川
8,220	9,074	11,020	12,355	157	65	92	福 井
9,650	10,436	10,480	11,582	72	39	33	山 梨
36,695	33,107	37,470	35,306	120	78	42	長 野
5,985	5,427	13,685	14,161	181	106	75	岐 阜
42,032	41,864	43,777	46,068	213	50	163	静 岡
39,301	42,334	45,401	50,154	340	210	130	愛 知
26,265	25,449	27,045	27,466	220	113	107	三 重
21,982	22,139	22,532	23,707	203	94	109	滋 賀
34,856	38,381	37,951	42,919	89	15	74	京 都
124,067	129,282	126,661	135,860	379	167	212	大 阪
63,392	67,971	68,329	76,740	442	207	235	兵 庫
13,207	13,107	14,077	14,856	129	67	62	奈 良
11,120	10,570	11,850	11,989	72	25	47	和 歌 山
9,890	10,273	10,230	11,188	39	29	10	鳥 取
14,215	14,426	17,505	19,221	159	36	123	島 根
34,252	34,478	34,129	36,780	220	55	165	岡 山
40,440	39,988	44,380	47,063	229	129	100	広 島
12,479	12,977	16,244	17,834	102	29	73	山 口
5,780	6,444	7,235	8,271	75	39	36	徳 島
8,496	9,304	11,446	13,003	63	21	42	香 川
10,790	11,182	12,100	13,297	106	65	41	愛 媛
6,495	7,137	8,220	9,161	65	42	23	高 知
83,767	84,742	86,699	91,554	361	75	286	福 岡
15,435	16,061	17,080	18,880	92	18	74	佐 賀
16,796	18,652	22,521	26,337	290	28	262	長 崎
30,660	33,780	37,345	43,307	220	34	186	熊 本
18,876	19,200	19,396	21,323	133	19	114	大 分
25,371	26,591	26,091	29,859	226	28	198	宮 崎
30,522	30,315	31,257	31,805	252	22	230	鹿 児 島
30,777	33,604	31,147	35,497	162	27	135	沖 縄

第2表 市町村の保育所定員の弾力化等の都道府県別状況
(市町村数)

	市町村総数	保育所がある市町村数	保育所定員の弾力化の状況			短時間勤務の保育士の導入状況			
			弾力化することを認めている	弾力化を実施している保育所のある	弾力化することを認めていない	公営・私営とも認めている	私営のみ認めている	認めていない	不詳
全 国	1,725	1,680	1,343	1,201	337	652	340	626	62
北海道	179	164	106	64	58	19	9	84	52
青 森	40	40	34	27	6	8	20	12	0
岩 手	33	33	30	30	3	17	3	13	0
宮 城	29	29	20	19	9	14	2	13	0
秋 田	25	25	19	17	6	11	2	12	0
山 形	35	35	26	26	9	10	2	22	1
福 島	47	46	36	25	10	20	1	25	0
茨 城	44	44	41	41	3	17	20	7	0
栃 木	26	26	24	23	2	12	10	3	1
群 馬	35	33	27	26	6	13	11	9	0
埼 玉	64	64	63	57	1	31	23	9	1
千 葉	54	54	41	39	13	27	6	21	0
東 京	62	61	51	50	10	14	12	35	0
神奈川	33	33	28	27	5	13	7	13	0
新 潟	30	30	22	18	8	12	5	13	0
富 山	15	15	14	13	1	7	3	5	0
石 川	19	19	13	13	6	10	3	6	0
福 井	17	17	15	12	2	12	2	3	0
山 梨	27	24	18	15	6	8	8	8	0
長 野	77	76	37	33	39	16	2	57	1
岐 阜	42	42	27	20	15	21	7	14	0
静 岡	35	35	32	30	3	18	12	5	0
愛 知	54	54	39	28	15	24	5	25	0
三 重	29	29	23	19	6	17	6	6	0
滋 賀	19	19	18	17	1	12	2	5	0
京 都	26	26	18	17	8	8	3	15	0
大 阪	43	43	42	42	1	18	17	8	0
兵 庫	41	41	39	38	2	22	12	7	0
奈 良	39	33	22	22	11	18	1	14	0
和 歌 山	30	29	22	20	7	13	3	13	0
鳥 取	19	19	14	11	5	9	1	9	0
島 根	19	19	16	16	3	8	5	5	1
岡 山	27	26	21	20	5	10	9	7	0
広 島	23	23	22	21	1	12	4	7	0
山 口	19	19	14	13	5	8	6	5	0
徳 島	24	24	16	13	8	4	7	13	0
香 川	17	17	16	15	1	7	6	4	0
愛 媛	20	20	18	18	2	10	2	7	1
高 知	34	33	19	12	14	11	2	20	0
福 岡	60	60	54	54	6	30	19	10	1
佐 賀	20	20	18	18	2	8	4	8	0
長 崎	21	21	20	20	1	14	4	3	0
熊 本	45	45	41	36	4	11	18	15	1
大 分	18	18	16	16	2	10	4	3	1
宮 崎	26	23	21	20	2	10	6	7	0
鹿 児 島	43	40	39	39	1	15	14	10	1
沖 縄	41	34	31	31	3	13	10	11	0

参考表1 保育所の状況の年次比較

1) 各年10月1日現在

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年
実 数(保育所数)				
保育所総数	22,288	22,633	22,968	23,456
定員の弾力化を実施	12,479	13,405	13,439	16,405
短時間勤務の保育士を導入	4,352	6,107	6,894	8,728
公営保育所数	12,422	11,857	11,112	10,285
定員の弾力化を実施	4,510	4,708	4,077	5,295
短時間勤務の保育士を導入	2,098	2,660	2,918	3,304
私営保育所数	9,866	10,776	11,856	13,171
定員の弾力化を実施	7,969	8,697	9,362	11,110
短時間勤務の保育士を導入	2,254	3,447	3,976	5,424
構 成 割 合 (%)				
保育所総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員の弾力化を実施	56.0%	59.2%	58.5%	69.9%
短時間勤務の保育士を導入	19.5%	27.0%	30.0%	37.2%
公営保育所数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員の弾力化を実施	36.3%	39.7%	36.7%	51.5%
短時間勤務の保育士を導入	16.9%	22.4%	26.3%	32.1%
私営保育所数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員の弾力化を実施	80.8%	80.7%	79.0%	84.4%
短時間勤務の保育士を導入	22.8%	32.0%	33.5%	41.2%

参考表2 市町村の状況の年次比較

1) 各年10月1日現在

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年
実 数(市町村数)				
市町村総数	3,240	2,239	1,805	1,725
保育所のある市町村	3,083	2,162	1,753	1,680
保育所定員の弾力化の状況				
認めている	2,398	1,749	1,397	1,343
弾力化している保育所がある	1,928	1,494	1,183	1,201
認めていない	685	413	356	337
短時間勤務の保育士の導入状況				
認めている	1,749	1,257	1,212	992
導入している保育所がある	1,007	914	885	930
認めていない	1,334	905	541	626
構 成 割 合 (%)				
保育所のある市町村	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保育所定員の弾力化の状況				
認めている	77.8%	80.9%	79.7%	79.9%
弾力化している保育所がある	62.5%	69.1%	67.5%	71.5%
認めていない	22.2%	19.1%	20.3%	20.1%
短時間勤務の保育士の導入状況				
認めている	56.7%	58.1%	69.1%	59.0%
導入している保育所がある	32.7%	42.3%	50.5%	55.4%
認めていない	43.3%	41.9%	30.9%	37.3%

注:1) 平成20年調査については12月1日現在となっている。

用語の解説

○保育所定員の弾力化

保育所定員の弾力化とは、待機児童解消等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいう。

○短時間勤務の保育士

短時間勤務の保育士とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てることをいう。

○保育料の収納事務の私人への委託

都道府県及び市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。

○幼稚園と保育所の施設の共用化

幼稚園と保育所の施設の共用化とは、多様なニーズに対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・設備などを相互に共用化することをいう。

○「放課後児童クラブ」

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいい、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業をいう。